

学校施設開放と施設運営のあり方について

1. 桜島学校の特徴

(1) 地域に開かれた学校を目指す

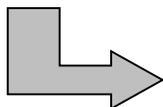
- ・ 学校施設開放（学校図書館、ランチルーム、屋内温水プール など）
 - ・ 共同利用（キッチン ⇒ 家庭科の授業、公民館講座、地域活動での活用 など）
 - ・ 学校給食の一般提供
 - ・ 地域活動室（P T A活動、コミュニティ協議会活動など）
 - ・ 総合学習、探究学習における地域の協力（桜島大根、椿油、火山 など）
- } 他校でも実施あり

(2) 公民館・児童クラブとの複合施設

- ・ 地域住民以外も含め、不特定多数が学校敷地内に出入りする。
- ・ 学校とは施設運営スケジュール（開放日、時間）が異なる。

(3) 屋内温水プール

- ・ 屋内温水プールの機械・水質管理は通年実施となり、機械の保守は専門知識が必要。



既存の市立小中学校とは異なる特徴があることから、新たな管理運営方法（人的配置、業務委託）と運営ルールの検討が必要となる。

2. 学校施設開放と施設運営の基本方針

●地域の核となる学校

児童生徒や地域住民の生涯を通じた学びや交流、居場所づくりを図るため、学校教育に支障のない範囲内で、学校施設を住民利用に供する。

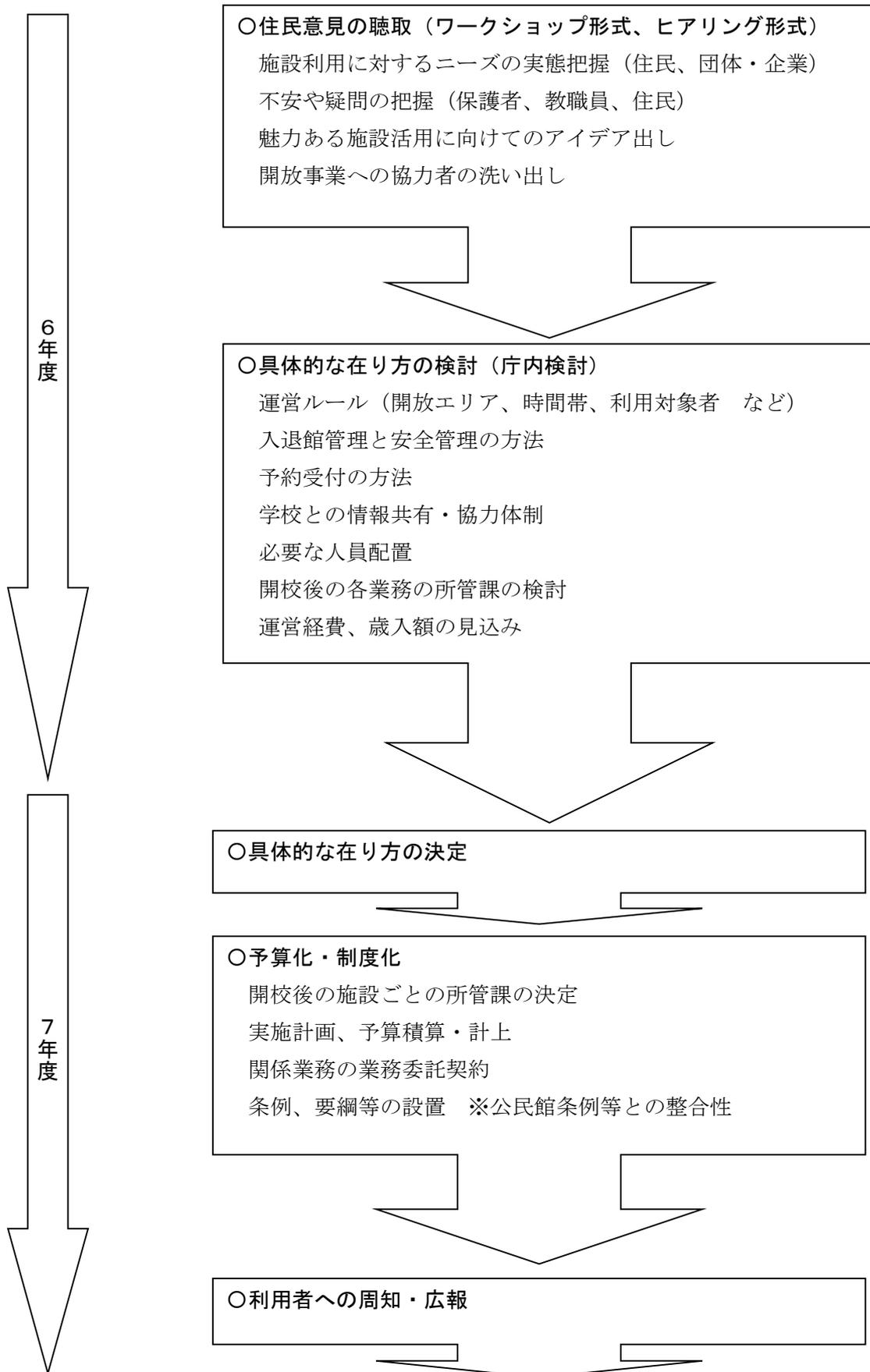
●安心できる施設の管理運営

安全安心な学校生活と地域に開かれた学校を両立させるためのセキュリティ対策を講じるとともに、管理責任の所在を明確とし、また、学校教職員の負担軽減が図られる管理運営を計画する。

●地域協力

地域に根差し、地域の未来につながる学校を目指すため、学校施設開放のあり方に地域住民の意向を可能な限り反映するとともに、運営への協力のあり方についても検討する。

3. 学校施設開放に向けての取組み



※令和8年4月開校だが、各施設の一般利用の開始時期は今後検討する。(9月以降を想定)

4. 学校施設開放について

(1) 『学校施設開放』とは

学校施設（校庭、体育館、教室など）を、学校教育に支障のない範囲で市民利用に提供すること。

利用目的や利用範囲は、各自治体が定める。

[利用目的の例]

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、生涯学習 など

[利用範囲の例]

登録団地、地域住民、個人 など

(2) 『学校施設開放』に関する法令等

○学校教育法 第 137 条（学校施設の社会教育への利用）

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

○社会教育法 第 44 条（学校施設の利用）

学校(国立学校又は公立学校をいう。)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

○鹿児島市立学校管理規則 第 23 条(利用許可)

校長は、学校の施設又は設備を目的外に利用させる場合において、その利用期間が 7 日を超えるとき又は異例な利用と認められるときは、これを利用しようとする者から提出された施設設備利用許可申請書に意見を付して、教育長の承認を受けなければならない。

○鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則 第 2 条(施設の管理責任)

施設の開放に関する事務は、鹿児島市教育委員会が行うものとする。

教育委員会は、施設の開放に関しては、施設の開放を行う学校の校長に特別の責任は負わせないものとする。

○学校図書館法 第 4 条第 2 項（学校図書館の運営）

学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

○スポーツ基本法 第 13 条(学校施設の利用)

国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

(3)学校施設の管理運営に関する法令等

○学校教育法

第2条

学校は、国、地方公共団体及びに私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。

第5条

学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条(教育委員会の職務権限)

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第28条(教育財産の管理等)

教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

○鹿児島市立学校管理規則

第18条(管理責任者)

校長(園長を含む。)は、その所管に属する財産を管理しなければならない。

第19条(財産管理)

財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。

第20条(財産管理)

校長は、施設(校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地及び建物をいう。)及び設備(施設に附属する設備及び備品をいう。)の維持及び保管を図るとともに、必要があるときは、修繕、障害の防止及び除去並びに使用関係の規整をしなければならない。

第24条(利用許可の禁止)

次の各号の一に該当し、又は該当するおそれがある場合においては、校長は、施設又は設備の利用の許可を与えてはならない。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公安を害し、風俗をみだし、その他公共の福祉に反するとき。
- (3) もっぱら私的営利を目的とするとき。
- (4) 施設又は設備をき損する等その管理上支障があるとき。
- (5) その他教育長及び校長において支障があると認められるとき。

5. 想定される桜島学校での学校施設開放のあり方

◎今回、検討が必要となる学校施設開放の対象施設

・学校図書館 ・ランチルーム ・キッチン ・屋内温水プール

(1) 学校図書館(D棟2階)

○基本的に学校閉校時に、立ち入り可能なエリアを制限して一般利用（図書閲覧、自習、仕事など）を可能とし、図書貸出は行わない。

①開放エリア（E棟（ランチルーム）側から受付カウンター付近までを想定）

開放日時	対象者	使用料金
月～金 16時～19時 ※火は18時まで 土日祝・長期休業期間 9時～18時	・個人 (事前登録は不要)	無料

※監視者配置の有無により、書棚周辺まで開放するか否かは検討する。

※開放エリア境界には簡易な仕切り等を設置する。

②集中読書室

開放日時	対象者	使用料金
月・水～金 16時～19時 火・土日祝・長期休業期間 9時～18時	・個人や団体、公的機関 (事前登録は不要)	無料

※使用目的（会議や学習会などで、非営利のもの）を定め、その範囲内で占有使用を検討する。

※児童生徒のオンライン学習を目的に、日時を定めて開放することを検討する。

※占有使用の場合は、鹿児島市公共施設予約システムで事前予約受付。

(2) ランチルーム（E棟2階）

○給食時間帯以外に、フリースペース的な使い方を想定して一般利用を可能とする。

開放日時	対象者	使用料金
平日 14時～19時 土日祝・長期休業期間 9時～18時	・個人や団体、公的機関 (事前登録は不要)	無料 ※エアコン利用の場合は、空調電気使用料の徴収を想定。

※個人や団体（地域団体、自主活動グループなど）が、キッチンとの併用利用する場合は一部分の占有利用を可能とする。

※対象者や目的を設定し、その範囲内で占有利用を可能とする。

（公的機関や地域団体の会議、教育活動などで、非営利のもの）

※占有利用の場合は、鹿児島市公共施設予約システムで事前予約受付。

※ゴミの持ち帰りを前提に、飲食可とする。

○一般利用者の給食喫食

開放日時	対象者	使用料金
給食提供可能な時間帯で、 学校使用がない日	個人、団体 (要事前予約とし、提供 数の上限を設ける)	給食は有償 ※市内公立校での給食試食会 等での金額程度を想定 ※市歳入

※ 予約受付方法は、検討中。(チケット販売制、電話予約制などを想定)

(3) キッチン (E棟2階)

○学校での調理実習授業が実施されない時間帯に、公民館調理室として運用する。

開放日時	対象者	使用料金
平日 16時～19時 土日祝・長期休業期間 9時～19時	・個人や団体 (公民館利用に準ずる)	有償 ※他の公民館調理室と同等の 使用料を想定
平日 9時～19時 土日祝・長期休業期間 9時～19時	・公民館講座	

※ 鹿児島市公共施設予約システムで事前予約受付。

(4) 屋内温水プール (F棟2階)

○学校閉校時に一般利用を可能とする。

開放日時	対象者	使用料金
平日 16時～20時 土日祝・長期休業期間 13時～18時	・市内在住の個人や団体 (事前登録は不要)	有償 ※市内公共プールと同等の使 用料を想定。○円/回
平日 学校授業のない時 土日祝・長期休業期間 13時～18時	・公的講座	※市歳入

※学校のプールとしての機能しか備わっていないため、泳いだ後に洗髪等をするためのシャワーブースや、コインロッカーなどの設置はない。

※ 開放時間帯は施設管理業務委託の中で監視者と受付の配置を行う。

※ 個人や団体(少年団や自主活動グループなど)利用のコース優先利用や団体料金の制度は設けない。

※ 公的講座(公民館講座や保健センター講座など)を対象に、優先予約とコースの一部占有利用を可能とする。

※ 桜島学校に水泳部ができた場合は、部活動も優先利用の対象とする。

【参考】

体育館（G棟）・校庭

○市内の他校と同様に、『鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則』及び『鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例』に沿って開放。

- ・「学校施設開放運営協議会」を設置し、施設利用の許可手続き等の対応をする。

↓
校長及び教頭、有志職員、PTA 役員、青少年団指導者等、スポーツ推進委員等の 8 人以内で構成される。

- ・開放日時は、学校施設開放運営協議会の意見を聞いて、教育委員会が定める。
- ・市内在住（在勤・在学を含む）している者 10 名以上で構成される団体が施設利用の登録団体となることが可能。
- ・施設照明を使用した際には、照明施設使用料が発生する。（体育館は 1 時間 300 円程度）